

# 喜多方市の田んぼダムの取組みについて

喜多方市（農山村振興課・危機管理課）

## 1 推進の考え方

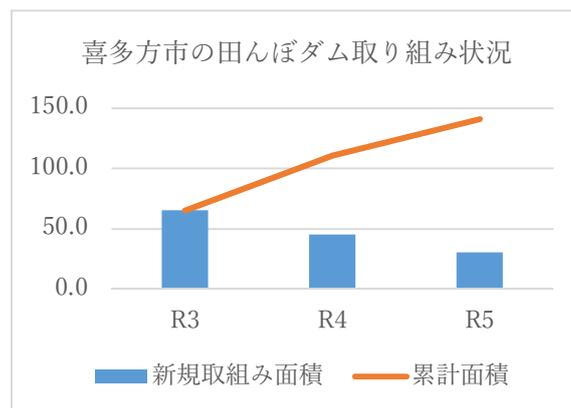
大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させるため、田んぼダムの取組みを推進する。

## 2 取組み内容

水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組である「田んぼダム」の取組みを行った多面的機能支払交付金の活動組織に対し、資源向上支払（共同）に単価の加算を行う。

## 3 田んぼダム取組み実績等

地区	水系	開始	全体面積(田) ha	R3 実施面積 ha	R4 実施面積 ha	R5 見込面積 ha	実施累計面積 見込 ha	実施率 見込
松山	田付川	R3	62.8	0.0	18.8	12.6	31.4	50.0%
岩月	田付川	R3	54.1	46.6	5.4	0.0	52.0	96.1%
関柴	姥堂川	R3	29.4	0.0	8.9	5.8	14.7	50.0%
豊川	姥堂川	R4	44.5	0.0	11.1	11.2	22.3	50.0%
駒形	鏡見川	R3	41.6	18.6	1.2	1.0	20.8	50.0%
			232.4	65.2	45.4	30.6	141.2	



## 4 田んぼダム洪水被害軽減モデル（県及び協議会事業）

田んぼダム洪水被害軽減モデル

（令和4年10月・福島県農林水産部農村振興課、福島県多面的機能支払推進協議）

喜多方市田付川などで田んぼダム洪水軽減のシミュレーションを実施。

令和4年度

高めよう 地域協働の力！

# 多面的機能支払交付金のあらまし



令和4年4月

## 農林水産省

# はじめに

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保安全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保安全管理を推進します。また、これにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

このパンフレットは、地域の皆様が「多面的機能支払交付金」を活用して、共同活動に取り組んでいただけるよう、その仕組みを解説するものです。

## 1. 多面的機能支払交付金の構成

多面的機能支払交付金は、以下に示す**農地維持支払交付金**と**資源向上支払交付金**から構成されます。

### 農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しします。

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保安全管理構想の作成 等

### 資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・外来種の駆除、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等

## 組織の広域化・体制強化

「大きな組織にして効率的に活動したり、組織をNPO化したい」という場合には、支援が受けられます。

- ① 広域活動組織の設立
- ② 活動組織の特定非営利活動法人化

## 4. 対象となる農用地

交付金の算定対象となる農用地は以下のとおりです。

### 農地維持支払及び資源向上支払交付金の算定対象

- ① 農振農用地区域内の農用地
- ② 都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地\*

※ ②については、以下の(a)、(b)、(c)を参考とし、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて、都道府県知事が定める要綱基本方針にその考え方を記載することができます。

- (a) 生産緑地法に定められた生産緑地地区内に存する農用地
- (b) 地方自治体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な安全管理が図られている農用地
- (c) 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

②の詳細については、最寄りの市町村にお問い合わせください。

## 5. 多面的機能支払交付金の交付単価

(円/10a)

都府県	①農地維持支払※8	②資源向上支払 (共同※1,2,3)	①と②に取り組む 場合	③資源向上支払 (長寿命化※4,5,6)	①、②及び③に取り組む 場合※7
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※9	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

北海道	①	②※1,2,3	①+②	③※4,5,6	①+②+③※7
田	2,300	1,920	4,220	3,400	7,140
畑※9	1,000	480	1,480	600	1,960
草地	130	120	250	400	620

※1：農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施した地区は、②の単価に0.75を乗じた額になります。

※2：②の資源向上支払(共同)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本になります。

※3：多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。

※4：水路や農道などの施設の補修や更新を実施します。

※5：本単価は交付上限額になります。

なお、広域活動組織(P3)の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。

※6：広域活動組織の規模を満たさない場合、③の交付上限額は、安全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じた額と上記単価に対象農用地面積を乗じた額の小さい額となります。

※7：②及び③と一緒に取り組む地区は、②の単価は0.75を乗じた額になります。

したがって、①、②及び③と一緒に取り組む場合、都府県・田では合計で9,200円/10aになります。

※8：事業計画期間中に畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は地目変更前の単価を適用します。

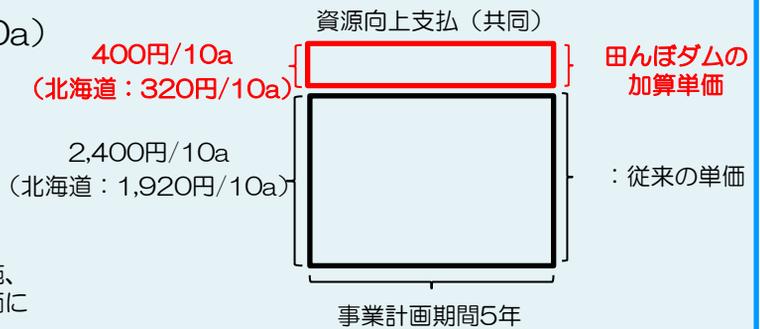
※9：畑には樹園地を含みます。

加算措置 ③水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320



※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。  
※要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。



流出を抑制する落水量調整装置の例



田んぼダム実施

写真：新潟市

田んぼダム未実施

<加算措置の要件>

①事業計画の作成・変更

- ・市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づき、田んぼダムの実施面積、年度別計画及び位置図を様式第1～3号の事業計画書に記載する必要があります。
- ・農村環境保全活動のうち「水田貯留機能増進・地下水かん養」または多面的機能の増進を図る活動のうち「防災・減災力の強化」のいずれかを活動項目に位置付けて取り組む必要があります。

②実施面積の考え方

事業計画期間中に次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- （a）資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと
- （b）広域活動組織にあっては、加算措置に取り組む集落毎に、交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと

<加算対象面積の考え方>

加算措置の要件①及び②を満たす場合、この加算措置に取り組む初年度から、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体を加算対象面積とします。